

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度アイヌ文化を発信する空間映像系展示等保守業務
発 注 課	市) 市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	ソニーマーケティング株式会社ビジネスソリューション本部プロフェッショナルビジネス営業部（統括部長 斜木 児朗）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務は、「アイヌ文化を発信する空間」における映像系展示コンテンツシステム（以下「システム」という。）の定期点検、定期清掃及びシステム障害発生時の対応を行うものである。 当該システムは、メインシアター、テーブルシアター、タッチパネル、柱の演出等、様々な映像系展示物を、多数の機器による複雑なシステム構成により制御・運用しているものである。 そのため、突発的なシステム障害が発生した場合に、設置機器やシステムプログラムの状況の確認、原因の特定、システムの復旧等を迅速かつ適切に対処するためには、システム開発者のノウハウが必須となる。また、定期点検・定期清掃では、メインシアターバックヤード内という狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上で、ケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求される。さらに、システム機器の構造上、一部の機器については、設置位置を変更して作業等を行わなければならない、作業終了後は、システム運用に支障をきたさないよう設置位置を再調整する必要がある。 以上のことから、当該業務の遂行には、システム全体について熟知していることが必須の要件であり、「アイヌ文化を発信する空間映像系展示等制作業務」の受託者である当該業者は、システム全体を熟知している唯一の業者である。また、平成31年度以降、同業務を受託し、良好な履行実績がある。これらのことから当該業者と契約することで最も適切かつ円滑に業務が履行されると見込まれることから、特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和4年2月21日